

第1章 転換期の調整計画

私たち武蔵野市民は、昭和46年に、武蔵野市長期計画策定市民会議を構成して、〈平和な緑と教育〉の新しい「市民のふるさと」をめざした『武蔵野市長期計画（昭和46～55年度）』を策定した。その基本精神を集約した『武蔵野市基本構想』は、地方自治法第2条第5項にもとづいて、昭和46年9月21日、武蔵野市議会において、全会一致で承認された。

この長期計画は、その策定過程における「策定市民会議」の構成だけでなく、その実施の過程でも「市民委員会」を設置することによって、市民参加を大胆にその基軸にすえ、今日的意義をもつ市民自治の武蔵野方式として、注目されている。また、この長期計画は、社会ないし経済・政治の構造変化、市民意識の変動などに即応していくため、5カ年の実行計画を3カ年ごとに調整（ローリング）することを定めている。

長期計画が定めたこの調整手法にもとづき、昭和48年、長期計画の前期5カ年の実行計画（昭和46～50年度）の進行状況を具体的に検討し、第一次調整計画（昭和49～53年度）を策定した。この第一次調整計画の策定過程では、各部局のタテ構成の庁内会議に加え、部課長、係長、一般職員のヨコ構成の庁内会議を開催して、職員参加を拡充するほか、市民会議と庁内会議をそれぞれ2回開催してフィードバックをはかり、『地域生活環境指標（48年度版）』を作成するなど、新しい試みが加えられた。市民委員会の提言を計画に組み入れたのも新しい特徴である。そして、この第一次調整計画はその後の市長の施政方針、予算編成の指針となり、昭和49年度から具体的に予算化され、実施されてきている。

今回の第二次調整計画は、第一次調整計画の進行状況を点検しつつ、市政をとりまく客観情勢の変化を考慮しながら、昭和52年度から昭和56年度までの5カ年の実行計画を策定するものである。

ところで、この第二次調整計画は、四つの意味で、転換期の調整計画として性格づけることができる。

第一に、今回の調整計画は、先の長期計画の最終段階の締めくくりをおこなうとともに、長期計画そのものの抜本的な改定へと引き継ぐ展望を与えようとするものである。

第二に、長期計画にもとづく計画的行政運営の成果として、吉祥寺駅前周辺再開発

事業、全市完全下水道化計画、学校鉄筋化計画等が完了に近づき、市政の重点が都市基盤の建設整備段階から都市基盤の維持管理段階へと移行しはじめる経過期間にあたり、市政における行財政態勢の再編成に取り組もうとするものである。

第三に、市民委員会方式の一応の定着にともない、市民自治の武蔵野方式に新たな展開をはかろうとするものである。

第四に、経済情勢が大きく変貌し、高度成長時代から低成長時代への移行が不可避とされ、また地方財政が全般的に危機に直面しているなかで、わが武蔵野市の市税収入の伸びが鈍り、投資的経費率が絶対額においても構成比においても縮小してきているので、市政の全般について発想の転換をはかろうとするものである。

したがって、今回の第二次調整計画は、一応昭和52年度から昭和56年度までの5カ年の実行計画を定めているが、武蔵野市政が転換期に直面していることから、将来5カ年の全期間について詳細な実行計画を策定することはむずかしい。ことに現時点では、今後の地方財政の全般的見通しがたてにくい状況にあるので、昭和55～56年度については、実行計画と財政状況とのくいちがいが生じる可能性がある。

そこで、昭和55年度以降については、第二次長期計画の策定過程であらためて再検討することにする。すなわち、先の第一次調整計画では、昭和55年度中に第二次長期計画の策定をおこなうことにしてあるが、これを変更し、下図のように3年後の昭和54年度中に第二次長期計画の策定をおこなうことにする。

第1図 武蔵野市長期計画の構造



第2章 調整計画の策定手続

- (1) 今回の調整計画の策定にあたっては、第一次調整計画の策定手続をひきつぎ、市民4名、助役2名、計6名の調整委員（ただし、市民の調整委員4名中2名は交替）からなる調整委員会を設け、この委員会を中心に、前回とはほぼ同様の方法で、市民参加と職員参加に立脚した計画策定につとめた。
- (2) 調整計画策定の手続き、日程は次のとおり。

昭和50年

12月5日 調整委員委嘱、調整委員会（当面のスケジュール、資料作成について打合せ）

12月24日 調整計画策定に関し事務局から庁内各部課に説明

昭和51年

1月17日 市長から問題提起、調整委員会（地域生活環境指標分科会、補助金等分科会の設置を決定）

2月25日～3月4日 第一次庁内会議

3月2日 市民委員会との市民会議（この段階で、市民委員会の意向を聴取したのは新しい試み）

3月6日～3月7日 調整委員会（問題点整理ならびに『討議要綱案』の基本方針決定）

3月26日 調整委員会（『討議要綱案』作成）

4月6日～4月8日 第二次庁内会議（『討議要綱案』をめぐり提案ならびに検討）

4月20日 市議会全員協議会（『討議要綱案』をめぐり市議会と調整委員会との討議）

5月7日 調整委員会（『討議要綱』策定）

5月25日 『討議要綱』を市報特集号として全世帯に配布（7万5千部）

5月27日～6月10日 第一次市民会議（『討議要綱』をめぐり提案ならびに検討）

9月3日 調整委員会（『調整計画案』策定）

- 10月1日 市議会全員協議会（『調整計画案』をめぐり市議会と調整委員会との討議）
- 10月1日 『調整計画案』の配布方法および意見提出手続について市報に掲載
- 10月12日～10月15日 第三次庁内会議（『調整計画案』をめぐり検討）
- 10月22日～10月28日 第二次市民会議（『調整計画案』をめぐり検討）
- 11月12日 市長と調整委員会との最終討議（『調整計画』決定）
- 市議会全員協議会との討議は、議会日程の関係もあり、市長と市議会の協議にもとづき、日程ならびに討議方法をきめた。
- 市民会議は、第一部会（市政関係団体及び市民団体約90）、第二部会（各種ボランティア）、第三部会（自主参加の市民）の三部構成とした。（各種ボランティアを招いて独自の部会を構成したのは新しい試み）。
- 第一次市民会議の参加招請団体とその部会・ブロック構成はつぎのとおり。

第1部会	
第1ブロック	緑化市民委員会、健康市民委員会、コミュニティ市民委員会、清掃対策市民委員会、広報市民委員会、市民文化会議
第2ブロック	武蔵野赤十字奉仕団、婦人団体連絡協議会、自主婦人学級連絡協議会、母と子の教室自主グループ連絡協議会、武蔵野母親連絡会、婦人有権者同盟、新日本婦人の会武蔵野支部、日本婦人会議武蔵野支部、婦人問題研究会、桜楓会、如蘭会、よもぎの会、婦人民主クラブ、藤の会、平和通り婦人会、民生児童委員協婦人部、武蔵野婦人会、東京YMCA、武蔵野センター、主婦同盟武蔵野支部、武蔵野生活学校、第3生活学校、青桐生活学校、あじさい生活学校、武蔵境生活学校、さつき生活学校
第3ブロック	商工会議所（商業・工業部会）、商店会連合会、農業委員会、農業協同組合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、校長会、教頭会、都教組武蔵野地区協議会、公立学校教育研究会、武蔵野私立幼稚園連合会、公害対策懇談会、民生委員協議会、社会福祉協議会、社会教育委員、体育指導委員、文化財保護委員、青少年問題協議会、青少協地区代表者会議、青少年委員、武蔵野青年会議所、公立小中学校PTA連絡協議会、武蔵野市消費者運動連絡会、消防団
第4ブロック	衛生協力会連合会、防犯協会、防火協会、交通安全協会、体育協会、玉川上水を守る会、給食をよくする会、世界連邦建設同盟武蔵野支部、武蔵野史談会、保護司会、新生活運動実践地区光和会、武蔵野三鷹地区労働組合

	協議会、武蔵野市消費者の会、東京都地区消費者グループ、武蔵野支部生活者の会、老人クラブ連合会、老壮連合会、肢体不自由者協会、視力障害者協会、聴力障害者協会、心身障害者(児)問題を考える会、肢体不自由児親の会、むらさき育成会、武蔵野つくし会、武蔵野民主商工会
第5ブロック	武蔵野美術家協会、武蔵野デザイン協会、武蔵野合唱団、井之頭合唱団、ムサシノジングアカデミー、コールマミー、武蔵野市民交響楽団、合唱集団並木、音楽愛好会ナルシス、茶華道連盟、舞踊連盟、邦楽連盟、吟詠連盟、謡曲連盟、民謡連盟、俳句連盟、むさしの囃子保存会、東水社、ユニオン美術、東京アカデミー少年少女合唱団、武蔵野アカデミー合奏団、週刊きちょうじ、きちょうじあん、うの花句会、むさしの美術文化の会、むさしの子ども劇場
第2部会	老人食事サービスボランティア、愛のスープ実施ボランティア、老壮緑化隊ボランティア
第3部会	自主参加による市民(市民集会)

- 第二次市民会議においては、その参加招請団体は第一次市民会議と同様であるが、部会の構成の仕方を変更した。すなわち、第一部会第1ブロック、第一部会第2～第5ブロック、第二部会・第三部会の組み合わせで市民会議を開催した。
 - 庁内会議は、第一次庁内会議、第二次庁内会議、第三次庁内会議とも、つねに各部署のタテ構成、および部課長、係長、一般職員のヨコ構成とし、職員組合との協議もおこなった。
 - 『討議要綱』および『調整計画案』は、市報で広くその要旨またはその入手方法を市民に伝え、また市民会議、庁内会議参加者に配布することにより、市民・市長・市議会・職員が共通の土俵の上で討議しうる条件をつくった。
 - なお、『討議要綱』についての市民・職員からの文書による意見提出の締切は、6月末日までとした(意見提出17件)。また『調整計画案』についての意見提出の締切は、10月末日までとした(意見提出6件)。
- (3) 「地域生活環境指標分科会」と「補助金等分科会」を設け、市民および職員の自発的協力をえて、「地域生活環境指標」を改善して作成し、また補助金等のあり方に関する一般原則を検討した。両分科会が調整委員会に提出した意見および報告書は、本章末に参考として掲げるとおりである。また「地域生活環境指標分科会」が作成した『地域生活環境指標』(51年度版)は51年度中に刊行する。

なお、「地域生活環境指標分科会」が『地域生活環境指標』（51年度版）を分析検討して、その意見の中に提起している問題点は、市民会議の席上で指摘された問題点とかなりの程度合致していたことを付記しておく。

地域生活環境指標分科会の日程表

昭和 51 年

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1 月 17 日 | 長期計画調整委員会内に分科会設置ならびに委員決定 |
| 4 月 24 日 | 第 1 回分科会（日程、手続、方針の打合せ） |
| 5 月 4 日 | 第 2 回分科会（改定方針の検討） |
| 5 月 8 日 | 第 3 回分科会（専門家市民による討議） |
| 5 月 16 日 | 第 4 回分科会（調査項目案作成） |
| 5 月 26 日 | 第 5 回分科会（専門家市民・職員との合同討議、調査項目決定） |
| 6 月 9 日 | 第 6 回分科会（技術問題の検討） |
| 6 月 26 日 | 第 7 回分科会（職員による調査中間総括） |
| 7 月 10 日 | 第 8 回分科会（作成原案の検討） |
| 9 月 2 日 | 第 9 回分科会（職員との総括、分科会意見討議） |
| 9 月 11 日 | 第 10 回分科会（職員と分科会意見の決定） |

○ 専門家市民参加者 20 名

○ 職員参加者 17 名

補助金等分科会日程表

昭和 51 年

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1 月 17 日 | 長期計画調整委員会内に分科会設置ならびに委員決定 |
| 4 月 24 日 | 日程、手続、方針の打合せ |
| 7 月 1 日～ 8 日 | 庁内資料収集 |
| 7 月 9 日～ 10 日 | 庁内関係部課からヒヤリング実施 |
| 7 月 10 日 | まとめ方を検討 |
| 9 月 11 日 | 一般原則を基本とした報告書決定 |

- (4) 市長は、今回の第二次調整計画の策定過程の討議に随時参加し、自らの方針と見解を表明しているが、以上の一連の策定手続きの終了ののち、さらに調整委員会との最終的な意見調整をおこなって、この『武蔵野市長期計画第二次調整計画』（昭和 52～56 年度）を決定した。

(昭和51年9月11日)

武蔵野市地域生活環境指標(昭和51年版)の作成作業をおわるにあたり、昭和51年9月2日、11日の2回にわたって、分科会は参加職員との共同討議をおこない、指標の検討から得られる市政の問題点について、つぎのような意見をまとめ、武蔵野市長期計画調整委員会に提出した。

I. 48年版指標作成にあたって当時の分科会は、都市基盤、社会保障、学校教育をめぐるそれまでの市政の成果を評価するとともに、近隣都市・類似都市との比較の結果、(1)公共緑地とくに子どもの遊び場、(2)市民施設、(3)図書館、(4)学校開放についてのたちおくれを指摘し、第一次調整計画への配慮を促した。

今回の分科会はまずこのたちおくられていた四つの行政領域について、その後の3年間にどの程度改善がなされたかを51年版指標にもとづいて具体的に検討し、つぎのような意見をまとめた。

(1) 市民生活環境の向上をめざす「緑のネットワーク」計画は、この3年間着実な成果をみせた。市全体の努力を結集した米軍施設跡地については、大型公共緑地の実現の見通しがたつとともに、これまで皆無であった市立公園は14カ所設置され、そのほか旧武蔵野競技場線線路敷の土地買収、花の通学路の完成、玉川、千川、浄水場北の3緑道も部分完成をみた。たちおくれのいちじるしかった遊び場も、48年版指標を基礎に作成された『公園等整備倍増三カ年計画(49～51)』にもとづいて、計画年度内の50年度末までに40カ所から81カ所(公園を含む)へと倍増をみることができた。この成果をたかく評価したい。

だが、この遊び場の倍増は、数量上の倍増にとどまって、地域的にかたよりがみられ、遊び場の欠落地域もなお多く残っている。それゆえ「基本構想・長期計画」における「六大事業計画」の第1にかかげられた「緑のネットワーク計画」実現にさらに努力することはもちろん、とくに遊び場整備増設第二次計画を早急に立案し、実現する必要がある。なお、遊び場の欠落地域を完全に解消するには、土地借り入れ方式に頼っては限界があるので、年2カ所ずつの土地買収費を予算化する必要がある。

(2) 市民自治の土台をなすものとして、六大事業計画の第2にかかげられた市民施設の充実については、市民自身のコミュニティ活動の一環として、コミュニティ

・センターづくりが11予想地区のうち4カ所においてみられ、すでに1カ所は完成、1カ所は工事中、他の2カ所は検討中となっている。のこる7カ所のうち、2カ所はすでに土地は買収済みであり、そのほか既設市民施設の転用などを考慮すれば、まったく手つかずの地区は、関前1カ所をのこすのみとなっている。その成果もたかく評価しなければならない。

今後は、市民センター（市役所改築）問題を早急に解決し、この新しい庁舎・ホールを戦略核とする市民施設のネットワークの完成をめざして、コミュニティ・センターの増設、さらに市民会館、福祉会館など既設市民施設の利用方法、管理方式の再検討をおこなう必要がある。

- (3) 図書館については、51年度に市立図書館の開架式への移行がみられるとはいえ、図書の利用状況等について最低の水準にある。そのうえこの3年間、改革の方向も十分検討されたとは認めがたい。48年版「意見」にのべられていたような「図書館活動計画」を策定し、次期の長期計画にくり入れるべきである。
- (4) 他市に比して低い水準にある学校開放についても、この3年間、その改善はおこなわれていない。のみならず、すでに文部省でさえ学校開放について積極的な検討と措置をとり始めているこの時点にいたっても、問題点に関する包括的な検討をおこなう姿勢も確立されていない。

市は、この課題についての教育委員会の権限等を慎重に配慮しながら、大胆に市民参加方式によって、管理方式、さらにすすんで事故防止制度、必要施設の補充、近隣からの苦情対処など、その問題点にとりくみ、解決方策をつくりだすべきである。

Ⅱ 以上にくわえて、あたらしく次の8点を検討したので、第二次調整計画の策定にあたって、特別の配慮を望みたい。

- (1) 市の管理地のなかには、コマギレ土地や未利用地あるいは現在つかわれずに留保されている都市計画用地など9カ所がみられる。その適正利用や適正処理について、市民・職員をまじえた混合プロジェクトチーム方式によって、その処理の一般方針をたて具体的解決をはかるべきである。
- (2) 武蔵野市防災計画は、局地災害を想定しているとみられるような性格をもつため、ここでの指標にはくみいれず、それに代えて広域避難場所の鳥瞰図をいれた。また、長期計画策定段階ですでに提起されている民間井戸の調査などもいまだお

こなわれず、また、自家発電装置、濾水装置の配備にもいたっていないため、飲料水対策もいれることができなかつた。あらたに市民参加方式を拡充して防災計画を抜本的に改訂する必要を提起したい。

- (3) 下水道の普及にともなう水洗化率の向上は着々すすんでいるとはいえ、なお努力の余地が残されている。とくに3年の法定期限をすぎた地域における水洗化率向上については、積極的対策をおこなうべきである。
- (4) 農地は、この3年間に48年の732,880㎡から51年現在629,666㎡へと急速に減少したが、農地保全については、農業市民への支援というだけでなく、良好な環境の保持、もはや学校用地のみいだしえない武蔵野市の人口抑制という視点からも、これまで以上に積極的方策を講ずべきである。
- (5) 公害については、市内の関連統計の整備が十分におこなわれていない。市の世論調査では公害対策が第1位になっている現在、公害対策という「権限なき行政」の推進にあたって、この公害関連統計の整備が不可欠である。
- (6) 交通事故は、漸次減少してきたが、生活道路というべき裏通りの交通事故も絶滅されていない。しかも自転車関連の事故がふえつつある。

この(5)、(6)を中心に、ひろく公害交通の問題に対処し、これまで以上に積極的な施策を推進するため、公害・交通市民委員会の設置を提案する。

- (7) いまだに浸水地域が残っているが、都ならびに関連市との広域協力によって早急に事態を解決すべきである。
- (8) バス路線に関しては、地域的不均衡がめだち、また、プロパンガスの爆発事故のおそれのあるガス未普及地区ものこされている。このバス・ガス問題について、担当部課を明確にするとともに市の方針をさだめて、関連企業と交渉することをのぞみたい。

Ⅲ 48年版「意見」のⅡで、この指標の作成・利用との関連で「今後、各行政課題別の計画の策定を市民参加システムだけでなく、職員参加システムによって強力に推進することを要望したい。とくに職員の政策・計画策定過程への自発的かつ創意ある参加が武蔵野市政のいきいきとした活力をうみだし、市民と職員の信頼関係をかたちづくることを保障するのであるから、政策・計画策定への職員参加システムの形成の必要性をとくに強調したい」とのべている。

今回の51年版においても、再度、各行政課題別の個別計画の策定の重要性、さら

にその緊急性を指摘しておきたい。この点は今回の第二次調整計画の実施、さらに次の長期計画改定にそなえるシステムづくりという観点からも重要であるので、強く訴えたい。

(参考文書 2) 補助金等分科会報告書

(昭和 51 年 9 月 11 日)

まえがき

本分科会は、武蔵野市長期計画調整委員会の決定にもとづき昭和51年1月17日設置され、第二次調整計画実施にあたり必要不可欠な補助金・負担金等(以下「補時金等」という)の検討をおこない、そのあり方について次のような一般原則を提言する。

補助金等は、武蔵野市においても、今日多種多様にわたっており、今回の検討対象としたものだけでも、補助金・交付金・助成金の名称をもつ狭義の補助金が74、負担金が303に上っている。しかも、それ以外にも類似のもので別の費目から支出しているもの、あるいは本来あわせて検討するのが妥当と思われるものなど含めれば、その数はもっと大幅に増加するはずである。

これら補助金等の大半は、公金の支出として妥当と認められるが、なかには本来支出そのものに疑問があるもの、あるいは支出の根拠があいまいなものも少なくないように思われる。

一般にわが国では、補助金等は、多年にわたる行政の恩恵的性格の伝統に支えられさらに高度成長下での急激に膨脹した財政運営によって、支出の統一的な原則、基準運営方針、および規定等を欠いたまま、支出の決定や運営がおこなわれてきたという欠陥を有する。とりわけ、その支出の決定にあたっての一般通則的規定の欠如、交付規定の不備、および個別根拠規定の欠如もしくは不統一が目立つ。このため、事前審査はもちろんのこと、その効果の判定やそれにもとづく改廃措置などの事後審査が十分になされず、しだいに既得権化して、複雑膨大化の傾向があった。

このような補助金等の支出および運営の状況は、科学的計画的市政の展開を阻害するばかりでなく、同時に市民自治の発展にとっても好ましいとはいえない。市民・市民団体の自主性・自立性の確立を妨げるからである。また、今後、自治体の収入増の鈍化が予想されるという困難な状況のもとで、市政における公平性・公正性を実現するためにも、補助金等の全面的洗い直しは緊急の課題といえよう。

本分科会は、このような情勢を踏まえて、とりあえずこの問題に対する一般原則を提言するにとどめ、その全面的な再検討とあるべき制度の構想は、第二次調整計画実施の当初において市民参加を加味した別個の機関によりおこなうよう要望する。

1. 補助金等の概要

補助金等の支出の法的根拠は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」におかれ、したがって公益原則と必要原則をみたすことが要求される。これらの原則にもとづいて、補助金等の支出は、公益目的に合致し、運用にあたって公平・公正が期せられるとともに、必要度の高いものに限定し、そのために事前事後の審査を十分おこなわなければならない。

武蔵野市の補助金等の現状は、その種類がきわめて多様にわたるので、その性格による分類をおこなって、分析検討を加える必要がある。

補助金等は、まず狭い意味での補助金と負担金とに大別できるが、武蔵野市の昭和51年度当初予算に計上されているものについてその性格別に分類をすれば、表1および表2のとおりである。

表1. 補助金の性格別分類

区		分	件数
1. 団体補助	(1) 行政補助 執行・代 位の	① 団体運営補助	14
		② 事業補助	8
		③ 事業委託	15
		④ 分担金	2
		⑤ 還付金	2
	計		41
	(2) 自立援助	1	
(3) 奨励	7		
計		49	
2. 個人補助	(1) 自立援助	6	
	(2) 奨励	6	
	(3) 費用弁償	5	
	(4) 事業委託	2	
	(5) 見舞金	6	
計		25	
合計		74	

表 2. 負担金の性格別分類

区		分	件数	
1. 事務処理負担金	(1) 市処単理独費	① 給付	8	
		② 手数料	2	
		③ 事業費	7	
		計	17	
	(2) 広域処理費	① 一部事務組合	4	
		② 協議会	2	
		③ 都事業への分担金	6	
		④ その他	2	
		計	14	
	(3) 保掛保険料等	① 保険料	1	
		② 共済掛金	10	
		③ 組合事務費	1	
		計	12	
		計	43	
2. 団体負担金	(1) 団体加入費	① 代表・独立機関の連合体	35	
		② 行政執行上加入せざるをえないもの	16	
		③ 緊急緊要課題	5	
		④ 国・都が本来負担すべきもの	2	
		⑤ その他	a 全国	35
			b 関東	8
			c 東京都	28
			d 三多摩	25
			e 北多摩	7
			f その他の多摩	5
			計	108
			計	166
	(2) 大研修会・研究会参加費	① 全国	28	
		② 関東	1	
③ 東京都		23		
④ 多摩		1		
⑤ 北多摩		4		
⑥ その他		33		
計		90		
(3) 補助金	4			
		計	260	
合		計	303	

2. 補助金等の支出のあり方

(1) 補助金

狭義の補助金では、団体補助に問題のものが多い。なかでも団体運営補助は、一応事業補助の形をとってはいるが実質的に包括支出がおこなわれており、それぞれの団体の運営の有力財源となって既得権化している。

このような形での補助金はできるだけ抑制し、団体が会費だけで運営するようにならためさせ、必要不可欠の事業があれば事業委託、事業補助に切り換えるべきである。

また、今後かりに新しい団体補助が必要になったとすれば、自立できるまでの誘導策であることを明示し、毎年逡減して3年程度で打ち切るといった厳しい態度で臨むべきである。なお、なかに負担金の方で同じ対象に対して、多摩、東京都、関東、全国などの各級の連合体への加盟費が支出されている団体がみうけられるが、これは必要なものだけにしぼるように要求する必要がある。

つぎに、団体補助のなかに、税などの還付金的性格のものがあるが、これは他の納税者との不公平を生ずることになるので打ち切り、必要なものは事業補助へ切り換えるべきである。

他方、個人を対象とする補助金については、一部明らかに不必要と思われるものがあるので検討を要する。

(2) 負担金

負担金は、事務処理負担金と団体負担金とに大別できる。

前者は、市の行政の単独処理あるいは他の自治体との広域協力により処理する費用および保険料、掛金等を含み、後者は、そのほかの団体への加入費、大会、研究会、研修会への参加費および補助金に類するものからなる。

ここでは主として団体負担金にかぎって検討をおこなうことにする。

団体負担金は、性格上、団体加入費、研究会等参加費、および補助金に分けられるが、研究会、研修会等の参加は奨励すべきものであり、また、補助金に類する支出は補助金に準じたあつかいをすればよいので、ここでは団体加入費だけを検討の対象とする。

まず、市長、市議会などの代表機関とそれに準ずる職、あるいは独立性の強い機関の連合体が、東京都、関東、全国等の各級ごとに組織されているが、これら

は、交流、情報交換、研修等の観点から必要なものといえる。ただし、独立機関等で何重にも加盟しているものについては、財政上の見地から若干整理する余地もあるように思われる。

つぎに、行政執行上加入せざるをえないものは、①広域的な事務事業を執行するうえで加盟せざるをえないもの、②行政執行にあたり実質上加盟が義務づけられているもの、③義務づけられてはいないが加盟しないと国庫補助その他財政上不利が予想されるものなどであり、これも認めざるをえないといえる。ただし、国や都の外かく団体として問題のあるもの、あるいはその分担金の支出が国でつけた事業費の一定比率ということで事実上還付金に類する形になっているものなどについては、検討すべきである。

さらに、緊急緊要の課題を解決するために加入しているものも必要度が高いといえるが、武蔵野市としてはすでに使命を終えたものもあるので検討を要する。

本来国や都が負担すべきものというのは、事務事業そのものが国や都に属し、市が費用負担すべきいわれのないもので、超過負担の変形といえる。したがって、その負担の解消につとめるべきである。

以上の4種類に属さない団体をその網羅領域別に分類したのがその他である。これらは、各省庁の外かく団体およびそれに準ずるもの、都の外かく団体とそれに準ずるもの、地方公共団体を対象として成立している民間企業、および区市町村の協力によって結成されているものなどからなっている。その主旨はさまざまで、交流、交際、親睦、情報の収集交換、研究、研修、事務事業の統一水準・統一歩調の保持、雑誌の購入から関係者の永年勤続表彰に至るまで含まれ、それぞれがそのいくつかを併有する。そして、団体によってはまったく同種のものが各級レベルごとに四重五重にも組織されている場合さえある。これらについては、原則としてつぎのような方針で整理再検討をおこなう必要がある。

- ① 企業や外かく団体などは、必要性のそれほど高くないものは原則として整理する。ただし、資料や雑誌の購入、研修への参加は必要な限りで、それへの切り換えを認める。
- ② 同種の団体に何重にもわたって参加しているものは、原則として必要性の高いものだけにしぼる。
- ③ 多摩地区で市町村の各部門が親睦・交流・研修などのために結成している各

種協議会などは、原則として都市長会の傘下に統一し、研修なども統一的に運営されるよう他市町村に働きかける。その際東京都が関係する場合には必要なサービスの提供にとどめさせ、その主催者の地位につくことのないよう留意する。

- ④ 施設ごとに加入費をとられているようなものは、今後施設の増加が予想されるので、市町村ごとの一括加入方式に切り換えるよう働きかける。
- ⑤ 全国レベルの団体で、国庫支出金等の一定比率の還付を要求するものは改めるよう働きかける。
- ⑥ 団体によっては、永年勤続表彰をおこなっているものがあるが、不合理なのでやめさせるよう働きかける必要がある。

最後に以上の検討にあたって次の点に留意する。

(3) 留意事項

- ① 補助金等の個別の名称については、市民に理解のしやすいように統一的な分類と呼称をもちいるよう留意する。
特に市民福祉にとって不可欠な施策にもとづく補助金は、別のふさわしい名称にあらためる。
- ② 補助金等の公正な民主的運営を確保するため、一般通則的規定、交付規定、および個別的根拠規定の三つを確立する。
- ③ 福祉、社会教育、研修などについては、統一的運用をはかり行政効果が総合的に発揮できるよう配慮する。
- ④ 補助金等については、予算の参考資料に一括して明示するとともに、3年ごとに全面的な見直しをおこない市民に公表する。

第3章 調整計画の構想

(1) 調整計画の性格

- ① 調整計画は、あくまで『基本構想・長期計画』の枠内での実行計画の調整をはかるものである。したがって、今回の第二次調整計画の目標は、『長期計画』および『第一次調整計画』と同じく、＜平和な緑と教育＞の新しい「市民のふるさと」の形成とし、計画策定の原則も、Ⅰ 市民自治の原則、Ⅱ 自治権拡充の原則、Ⅲ 市民生活優先の原則、Ⅳ 科学性の原則、Ⅴ 広域協力の原則、の5原則とする。
- ② 同様の趣旨から、今回の第二次調整計画の策定においても、『長期計画』の課題区分の大分類・中分類の変更はおこなわなかった。
- ③ 計画行政の一つのねらいは、体系的継続的な行政運営にあるので、財政状況が悪化したからといって、安易に計画体系を変更すべきではない。そこで、投資的経費枠の縮小という事態に対して、基本的には、既定建設事業の実行年度を漸次繰り延べるという方法で対処するものとする。
- ④ しかし、前述のように、今回の調整計画は転換期の調整計画という性格をもっていることから、以下の三つの基本課題、三つの優先事業、五つの新課題にとくに力点をおくことにする。
- ⑤ 調整計画は庁内で毎年策定する3カ年の実施計画の大枠を拘束するものであるが、調整計画に盛り込まれていない新規事業計画の提案をさまたげるものではない。ただし、その提案にあたっては客観情勢の変化など十分な根拠が要求される。なお積算根拠についての詳細な査定が毎年度の予算編成でおこなわれることはいうまでもない。
- ⑥ 調整計画は、『基本構想・長期計画』の枠内での実行計画であるから、『基本構想・長期計画』の考え方と方針を継承しているものである。また、この調整計画において格別の修正とか付加がなされていない諸事項については、『基本構想・長期計画』の考え方と方針がそのまま生きている。したがって、この調整計画の意味を正確に理解するためには、『基本構想・長期計画』とを参照すべきである。

(2) 転換期の三つの基本課題

今回の第二次調整計画が『長期計画』の最後の調整をはかり、次の『第二次長期計画』への橋渡しをはかるものであることから、以下の三つの課題を基本課題とする。

- ① 市民自治の武蔵野方式の新しい展開をはかる
- ② 転換期に対応した庁内態勢の再編成をはかる
- ③ 『長期計画』の六大事業計画の推進をはかる

(3) 転換期の三つの優先事業

財政状況の悪化により、投資的経費の枠は当分の間、大幅に縮小せざるをえないが、建設事業関係では、六大事業計画の推進と学校鉄筋化計画の完成に加えて、以下の三事業を優先させる。

- ① ゴミ処理施設の建設
- ② 市民センターの建設
- ③ コミュニティ・センターの建設

(4) 転換期の五つの新課題

市政の重点が都市基盤の建設整備段階からその維持管理段階に移行すること、コミュニティ形成の端緒が築かれつつあることなどからして、成熟し安定した都市における市民福祉システムの確立を展望しながら、以下の五つの新しい課題に取り組む。

- ① 自治立法権の活用
- ② 生活環境の保全整備
- ③ 学校施設の整備計画
- ④ 市民福祉システムの基盤形成
- ⑤ 負担原則の再検討

第2図 市政アンケートの結果

項目	町名										計	比率 (%)	順位													
	東町	南町	御殿山	本町	北町	中町	西久保	緑町	八幡町	問南			桜	境	境南	無記入	50年	49年	48年	47年	46年	45年	44年	43年	42年	41年
公民館	40	67	14	56	64	34	33	24	6	22	25	28	28	10	451	11.2	1	2	1	1	2	6	8			
駅前広場計画	34	45	16	35	50	21	19	13	4	9	24	36	106	8	420	10.5	2	6	6	8	8	3	3	2	2	4
交通安全対策	39	36	15	31	65	29	24	16	3	20	26	35	32	7	378	9.4	3	4	3	3	3	1	2	4	4	
環境衛生	50	49	14	19	48	27	35	19	10	7	26	37	25	5	371	9.2	4	5	4	5	6	5	6	7	5	5
公園・緑地	31	24	8	25	52	27	41	30	7	27	13	26	46	8	365	9.1	5	1	2	2	5					
清掃	28	43	14	23	42	23	29	18	11	11	24	31	20	10	327	8.1	6	7	5	6	4	8	7	7	6	3
教育文化施設	40	38	4	17	40	26	18	22	6	14	26	20	38	1	310	7.7	7	8	11	11	12	11	10	10	7	8
福祉対策	22	32	4	24	39	17	25	25	8	11	19	21	31	7	285	7.1	8	3	7	4	9	9	9	8	9	8
道路	17	21	11	19	31	14	13	15	3	16	15	35	31	6	247	6.2	9	10	10	10	7	4	4	3	3	4
児童遊園	22	21	4	22	26	30	15	13	0	23	3	17	20	3	219	5.5	10	11	8	9	10	7	6	9	8	9
市営住宅	14	12	1	13	30	20	22	9	7	9	8	13	28	3	189	4.7	11	9	12	12	11	10	10	5	5	4
下水道	9	12	2	3	5	9	8	7	18	8	20	22	19	4	146	3.6	12	12	9	7	1	2	1	1	1	
観音寺	23	18	2	5	16	11	10	9	1	11	7	10	16	0	139	3.5	13	13	14	14	14	13	12	12	12	12
青少年対策	19	18	4	13	16	11	14	5	3	6	7	10	11	2	139	3.5	13	14	13	13	12	12	11	11	10	10
上下水道	1	5	0	3	2	4	4	0	1	0	5	3	0	1	29	0.7	15	15	15	15	15	14	14	13	11	11
合計	389	441	113	308	526	303	310	225	88	194	248	344	451	75	4015	100										

このアンケート調査は、毎年1回おこなっており、市民要求の長期的変動を、はっきりあらわしているものである。

武蔵野市長期計画（昭和46～55年度）構成

序 新しい『市民のふるさと』武蔵野市

第1章 武蔵野市長期計画の構想

- (1) 市長と長期計画
- (2) 長期計画の作成過程
- (3) 武蔵野市の特徴
- (4) 長期計画の意義
- (5) 長期計画の五原則
- (6) 長期計画の目標と課題
- (7) 長期計画の性格
- (8) 長期計画の基礎指標

第2章 武蔵野市長期計画の課題

1 市民がつくる武蔵野市政

- (1) 市民参加システムの形成
 - ① 市民参加
 - ② 政策情報の公開と対話
- (2) 地域生活単位の構成
- (3) 市民センターとしての市庁舎改築

2 豊かな市民生活の実現

- (1) 現代的な都市基盤の整備－基盤計画
 - ① 生活道路
 - ② 大量輸送網の適正配置
 - ③ 上水道
 - ④ ゴミ収集・処理
 - ⑤ 街路灯
 - ⑥ 防火
 - ⑦ 防災
 - ⑧ 幹線道路
 - ⑨ 土地利用計画
 - ⑩ 農工商の条件整備

(2) 人間性を培う教育・文化の充実

－文教計画

- ① 小中学生教育
 - ② 幼児教育
 - ③ 社会教育
 - ④ 市民文化活動
 - ⑤ 市民による教育・文化の創造
- (3) 健康であかるい市民生活の保障

－福祉計画

- ① 健康管理・医療体制
- ② 環境衛生
- ③ 社会保障
- ④ 老人問題
- ⑤ 勤労青少年
- ⑥ 消費者行政
- ⑦ 交通安全
- ⑧ 公害防止
- ⑨ 市街緑化・美化
- ⑩ 市営住宅
- ⑪ 市民相談

3 都市改造の六大事業計画

- (1) 緑のネットワーク計画
- (2) 市民施設のネットワーク計画
- (3) 全市完全下水道化計画
- (4) 吉祥寺駅周辺再開発計画
- (5) 中央地区整備計画
- (6) 武蔵境駅周辺開発計画

第3章 財政用地計画

- (1) 財政計画
- (2) 用地計画